

# P2P を利用したサービス／ソフトウェアに関する ガイドライン解説書

第 1.2 版

平成 22 年 3 月 9 日

ネットワーク高度利用推進協議会

## 目 次

1. ガイドライン全体に関する事項	1
1.1. 本資料の位置づけ	1
1.2. ガイドラインに沿った説明及び許諾	2
1.2.1. 説明項目	2
1.2.2. 許諾項目	2
1.3. 事業モデル	3
1.3.1. アグリゲータモデル	4
1.3.2. プラットフォームモデル	5
1.3.3. 利用者投稿モデル	6
2. 個別の規定に関する事項	8
2.1. 商用P2Pサービス利用時の情報流通	8
2.1.1. 動作概要	8
2.1.2. サービス提供事業者を經由して他の利用者へ提供される情報	9
2.1.3. 利用者から他の利用者へ直接提供される情報	11
2.1.4. 利用者が取得を要求していないコンテンツの中継	12
2.1.5. 利用者による直接コンテンツ発信機能	13
2.2. 商用P2Pサービス利用時の利用者資源の利用	14
2.2.1. 取得コンテンツの削除方法	15
2.2.2. サービス利用の中止	16
2.2.3. 利用者端末資源利用の許諾	17
2.2.4. 利用者端末資源の利用に関する設定	18
2.2.5. 利用者端末資源の利用状況の確認方法	19
2.2.6. 利用者端末資源の利用の停止方法	20
2.2.7. 他の利用者へのコンテンツ提供の制御	21
2.3. 商用P2Pサービス利用時のセキュリティ対策	22
2.3.1. サービスの安全性	22
2.3.2. コンテンツの安全性	23
2.3.3. コンテンツ提供者の制限	24
2.3.4. 利用者の機密情報の流出に対する対策	25
2.3.5. コンテンツの完全性の保証	26
2.3.6. 自ら発信したコンテンツの削除方法	27
2.4. 商用P2Pサービスのサービス主体・サポート	28
2.4.1. サービス提供事業者の明示	28
2.4.2. サポート窓口	29
2.4.3. 利用者用マニュアル	30
2.4.4. 特定商取引法に基づく表示義務に則った表示	31
2.5. 同意取得について	33

## 1. ガイドライン全体に関する事項

### 1.1. 本資料の位置づけ

ネットワーク高度利用推進協議会(以下、協議会)が策定した「P2Pを利用したサービス/ソフトウェアに関するガイドライン(第 1.2 版)」(以下、ガイドライン)について、解説するものである。

## 1.2. ガイドラインに沿った説明及び許諾

ガイドラインでは、P2P サービスの在り方を規定するものではなく、P2P 技術を使ったサービスの利用者に対して説明する内容、許諾が必要となる内容を規定している。本節では、「説明項目」および「許諾項目」について説明を行う。

### 1.2.1. 説明項目

ガイドラインでは「明示すること」といったように、利用者に対する説明を要求している「説明項目」がある。説明項目の要件についての考え方は以下とおりとする。

#### (1) 説明手段について

説明手段として、オンライン・オフラインといった手段までは規定していない。インターネット上で Web 形式で提供しているサービスでは、サービス利用者の要求によって表示されるサービスのトップページで行う説明でもよい。リンク先のページで説明を行う場合には、そのリンク表示がサービスの利用中にも「分かりやすい場所」、「分かりやすい形」で提示されているべきである。

#### (2) 割り込み説明について

「説明項目」では、利用者が説明項目を閲覧せずにサービスの利用しようとする場合に、サービス提供画面に割込んで説明事項を提示することまでは要件としていない。

#### (3) 説明項目の同意取得について

許諾を要件としていない説明項目では、説明対象者からの同意取得までは求めていない。従って、該当項目では Web サービスの利用許諾契約等に一般に見られる【同意します】等のボタンによる同意確認や、【読みました】等のボタンによる説明済みの確認は要件としていない。

#### (4) 説明・明示の継続性

説明は利用開始前に一度だけ行われるのではなく、サービス提供期間中は、利用者がいつでも参照できる状態を維持することが推奨される。

#### (5) 説明項目とガイドラインの対応

ガイドラインに沿った説明は、ガイドラインにある記載の順番に従う必要はなく、サービス提供形態にあわせて各項目を漏れなく説明すればよい。

### 1.2.2. 許諾項目

利用者からの許諾を要件としている「許諾項目」については、重要な事項を利用者に分かりやすく伝え、内容について【同意ボタン】をクリックさせるといったように、利用者が意識して操作するように工夫することが求められる。

特に、利用者の「通信の秘密」に係る事項については慎重な対応が必要であり、サービス利用開始前に利用者から明確かつ意識的な同意を取るといった対応が必要である。（「通信の秘密」に係る同意の取り方については、「2.5 同意取得について」を参照。）

### 1.3. 事業モデル

ガイドラインが対象とするサービス、事業においては、サービスを1社単独で提供するのではなく、関連する複数の事業者が連携して提供することが想定される。想定される各種事業モデルの構成要素を以下に示す。

#### ① サービス提供事業者

利用者と向かい合い、P2P ネットワークを利用してコンテンツを提供する主体となる事業者。ガイドラインを遵守し、ガイドラインへの準拠を表明する主体となる。

#### ② 配信インフラ提供事業者

主たるサービス提供事業者に対してコンテンツ配信に必要なインフラを提供する事業者。プラットフォーム事業者。ポータル機能、会員管理機能、課金管理機能、その他サービスの必要に応じた機能を保有し、運営する。

#### ③ P2P ネットワーク機能提供事業者

サービス提供事業者または配信インフラ提供事業者に対してP2P ネットワークによるコンテンツ配信機能を提供する事業者。②の一部とも考えられるが、本ガイドラインは特に P2P ネットワークによる配信に注目しているため、独立して扱っている。

#### ④ コンテンツ提供事業者

サービス提供事業者に対してコンテンツを提供する事業者。自らがコンテンツを制作しているかどうかを問わない。配信インフラ提供事業者を利用し、利用者に向かい合うサービス提供事業者となる場合と、サービス提供事業者に対してコンテンツを提供するのみでサービス提供事業者にならない場合がある。

利用者発信型 P2P サービスにおいては、コンテンツ提供事業者はサービスの一般利用者である。

#### ⑤ 利用者

①の提供するサービスの利用者。一般に事業者ではない。

上記構成要素を用いて、ガイドラインが対象とする事業モデルの典型例を以下に示す。

### 1.3.1. アグリゲータモデル

事業者配信型 P2P サービスを利用したコンテンツ配信モデルの1類型。複数のコンテンツ提供事業者が1つのサービス提供事業者者にコンテンツを提供する。(CATV 型)

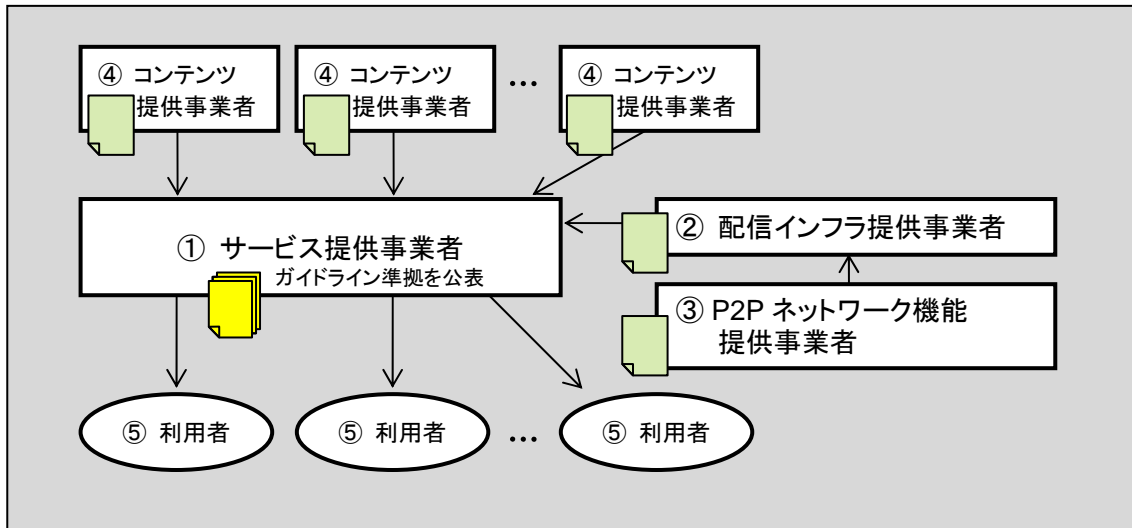


図 1-1 アグリゲータモデル

④コンテンツ提供事業者が1つの場合や、①サービス提供事業者と②配信インフラ提供事業者が同一事業者の場合、②配信インフラ提供事業者と③P2P ネットワーク機能提供事業者が同一事業者の場合等、上図より縮小したバリエーションが存在する。

本モデルでは、①が②、③の機能及び④のコンテンツについてガイドラインの準拠を確認し、①がガイドラインへの準拠を公表する。

### 1.3.2. プラットフォームモデル

事業者配信型 P2P サービスを利用したコンテンツ配信モデルの1類型。複数のサービス提供事業者が、配信インフラ提供事業者が提供するプラットフォームを利用してコンテンツを提供する。(CS 放送型)

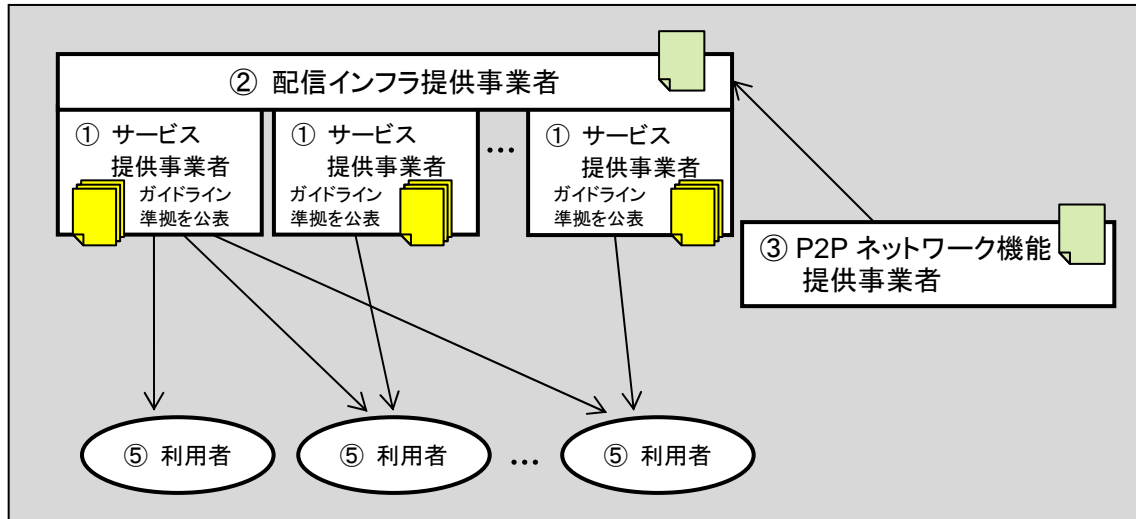


図 1-2 プラットフォームモデル

この場合、①サービス提供事業者がコンテンツ提供事業者を兼ねる場合と、サービス提供事業者にコンテンツを提供するコンテンツ提供事業者が存在する場合がある。

本モデルでは、①がコンテンツについてのガイドライン準拠を確認し、①が②③の機能のガイドライン準拠を確認し、①が個別にガイドラインの準拠を公表する。

### 1.3.3. 利用者投稿モデル

一般利用者が投稿するコンテンツを単一の事業者が集積し配信を行うモデル。

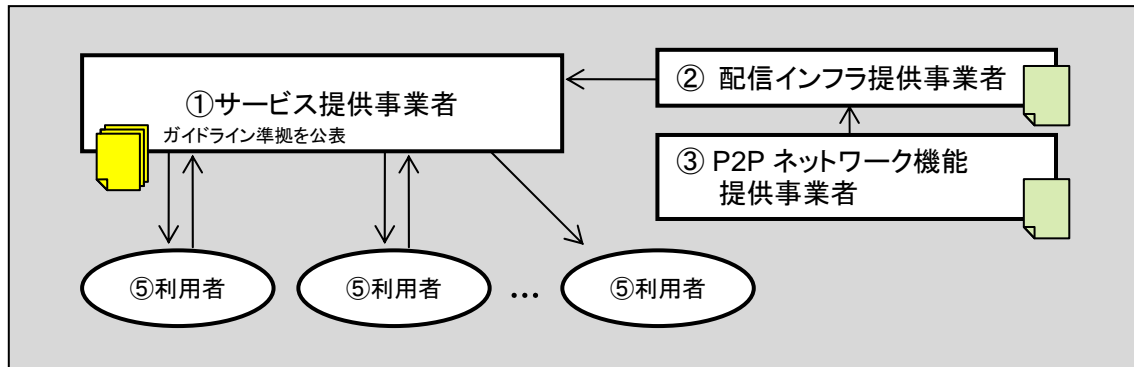


図 1-3 利用者投稿モデル

①サービス提供事業者と②配信インフラ提供事業者が同一事業者の場合や、②配信インフラ提供事業者と③P2P ネットワーク機能提供事業者が同一事業者の場合等、上図より縮小したバリエーションが存在する。

本モデルでは、①が自社の提供するサービスについてガイドラインへの準拠を確認し、①が②③の機能のガイドラインへの準拠を確認し、①が個別にガイドラインの準拠を公表する。



#### 1.4. ガイドライン準拠の主体

ガイドラインにおいて、「明示する」、「許諾を取る」または「確認を行う」等をサービス提供事業者が行うことを求めているが、これら行為はサービスの提供形態や契約に合わせて、他の関係事業者が行ってもよい。しかしながら、サービス提供者自身には他事業者により行われている説明や許諾の内容について責任があり、その内容についての確認や保証が求められる。

## 2. 個別の規定に関する事項

本編ではガイドラインの2編、3編に記載される個別の規定について解説する。

### 2.1. 商用P2Pサービス利用時の情報流通

#### 2.1.1. 動作概要

事業者配信型 利用者発信型 共通
------------------

商用 P2P サービスを行う事業者(以下、サービス提供事業者という)は、サービス全体の一連の流れについて説明すること。説明には、サービス内容、利用者端末用ソフトウェアの動作概要、利用者端末用ソフトウェアがどのような情報を誰とやり取りするかに関する概要を含むこと。
---

#### 【解説】

事業者に対して、提供する P2P サービスの内容の説明を求めるだけでなく、利用者が P2P ネットワークに関する知識を有さないことを想定し、P2P ネットワークとは何を目的としたどのような機能であるかについての説明を要求している。特に、利用者の情報が他の利用者へ提供される点は、P2P ネットワークを利用しない一般のインターネット上のサービスと異なるため、具体的な説明を要求している。P2P 等の用語の説明や、用語を利用した説明を求めるものではない。

## 2.1.2. サービス提供事業者を経由して他の利用者へ提供される情報

事業者配信型 利用者発信型 共通

商用 P2P サービス利用時に、利用者端末からサービス提供事業者に対して提供された利用者の情報が、サービス提供事業者を経由して他の利用者へ提供される場合は、サービス提供事業者は、当該情報の内容について利用者に明示すると共に事前に許諾を得ること。

### 【解説】

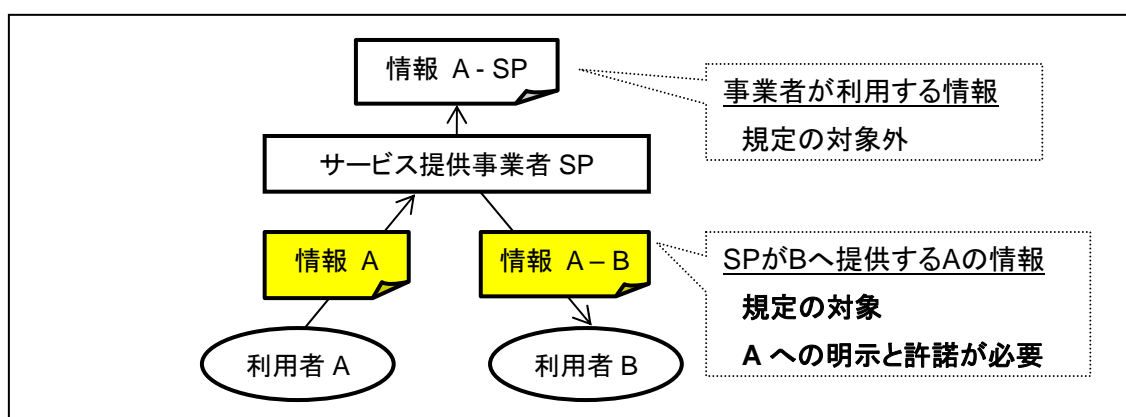


図 2-1 サービス提供事業者を経由して他の利用者へ提供される情報

「利用者の情報」とは利用者個人を特定できる情報に限らず利用者の端末から得られた情報全てを指す。利用者の IP アドレス、利用者が保有するコンテンツを識別する情報が、事業者が他の利用者へ提供する情報に該当する場合は、当該情報を含む。

他の利用者へ提供されない情報に関しては、P2P ネットワークに固有の問題ではないため、規定しない。許諾は、情報提供の都度必要ではなく、事前に一度のみを要件とする。明示は継続的な明示を要件とする。

本ガイドラインの対象としている P2P 配信システムは、一般に、コンテンツ自体のデータの他に

- ① 要求を行う利用者から送信される利用者端末の情報 (IP アドレス、ポート番号、コンテンツ ID 等)
- ② サービスを利用中の利用者端末に関する情報 (IP アドレス、ポート番号、コンテンツ ID 等)
- ③ 過去にコンテンツを取得していた利用者端末の情報 (IP アドレス、ポート番号、コンテンツ ID 等)

等を、管理サーバと利用者端末間または利用者端末間で通信することで実現されている。これらの通信は電気通信事業法上の「電気通信事業を営む者」の「取扱中に係る通信」に該当し、その情報は「通信の秘密」に該当すると考えられる。

これらの「秘密」を通信の当事者以外が積極的に知得すること、他人が知りうる状態にしておくこと、本人の意思に反して自己又は他人の利益のために用いることは、たとえ人手が介在しない機器による自動処理であっても「通信の秘密」を侵害することになる。従って、一般的に利用者の同意を得ずに①～③等を積極的に取得し第三者へ提供している行為は「通信の秘密」の侵害と考えられるため、「個別」かつ「明確」な利用者の同意を得ておくことが必要である。(詳細は「2.5 同意取得について」参照)

【実施例】

ピア情報(IP アドレス、ポート番号、回線速度等)が提供されます。

利用者の使用している IP アドレスデータは、他の利用者の XXXXXX ソフトウェアへ通知され、他の利用者のダウンロードに使用されることがあります。この場合でも、弊社以外 IP アドレスを特定できないようになっています。弊社では、利用者の IP アドレスデータを公表することはありません。

専用ソフトウェア起動時に、IP アドレス、ポート番号、ISP、回線速度等のネットワーク情報を弊社サーバーに取得します。IP 放送のストリーミング中継のため、IP アドレス及びポート番号が他の利用者端末へ通知されることがあります。

### 2.1.3. 利用者から他の利用者へ直接提供される情報

事業者配信型 利用者発信型 共通

商用 P2P サービス利用時に、利用者端末から他の利用者端末に対して利用者に関する情報を直接提供する場合は、サービス提供事業者は、当該情報の内容について利用者に明示すると共に事前に許諾を得ること。

#### 【解説】

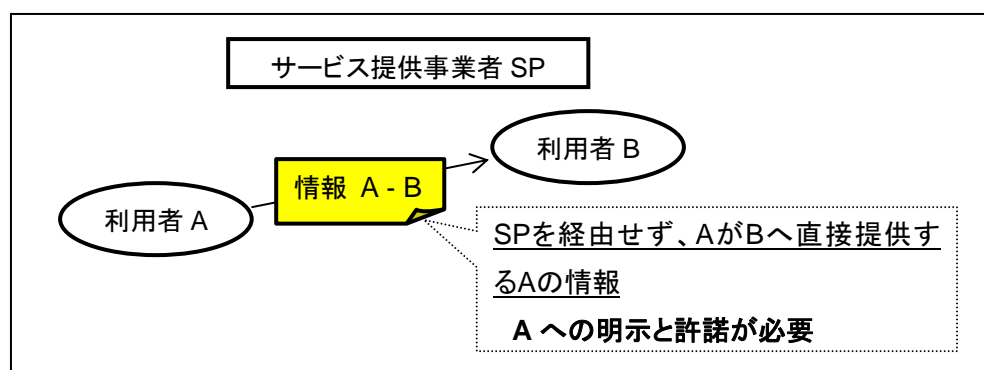


図 2-2 利用者から他の利用者へ直接提供される情報

利用者から他の利用者へ直接提供される情報は、サービス提供事業者を経由して提供される情報と同様に事前の明示と許諾を必要とする。情報の内容、明示、許諾の時期等の要件は、サービス提供事業者を経由して提供される情報と同じ扱いとし、同様の注意が必要である。(詳細は「2.5 同意取得について」参照)

#### 【実施例】

ピア情報(IP アドレス、ポート番号、回線速度等)が提供されます。

利用者の使用しているIPアドレスデータは、他の利用者のXXXXXX<sup>1</sup>ソフトウェアへ通知され、他の利用者のダウンロードに使用されることがあります。この場合でも、弊社IPアドレスを特定できないようになっています。弊社では、利用者のIPアドレスデータを公表することはありません。

ダウンロードしたコンテンツの一部は同じコンテンツをダウンロードしようとしている他のピアに送信されることがあります。

コンテンツの中継のため、IP アドレス及びポート番号が他の利用者端末に通知されることがあります。また、端末が所持しているコンテンツ情報を他の端末に通知します。

<sup>1</sup> 特定の事業者やサービスの名称を指し示す表現は「XXXXXX」とした。

#### 2.1.4. 利用者が取得を要求していないコンテンツの中継

事業者配信型 利用者発信型 共通

利用者が取得を要求していないコンテンツを、他の利用者への中継のためにダウンロードする機能が存在する場合は、サービス提供事業者は、その機能について利用者に明示すると共に事前に許諾を得ること。

##### 【解説】

「利用者が取得を要求していないコンテンツを、他の利用者への中継のためにダウンロードする機能」（以下中継目的ダウンロード機能）は、一部のP2Pサービスにおいては実装されているが、実装されていない場合の方が多機能である。利用者からの要求の少ないコンテンツにおいても十分な数の配信可能なピアを確保することなどの目的で実装されることも考えられるが、中継目的ダウンロード機能は利用者の要求するコンテンツの容量を超えたストレージ容量を消費し、また、利用者へのコンテンツ提供に必要な容量以上の下り帯域を消費する等の副作用を伴う。よって、機能の内容（目的及び副作用を含む）の明示と許諾を要件とする。

## 2.1.5. 利用者による直接コンテンツ発信機能

事業者配信型のみ

サービス提供事業者が管理していないコンテンツを利用者が発信する機能が存在しないこと。

### 【解説】

利用者が所有する任意のファイルを P2P ネットワークに配信する機能が存在しないこと。当該機能は、「公開フォルダ」、「アップロード」機能等とも呼ばれ、Winny 等のファイル共有サービスに存在する機能である。事業者配信型 P2P サービスに利用する利用者端末用ソフトウェアには当該機能は、機能してはならない。但し、サービス提供事業者の管理下におけるコンテンツ発信機能については、対象外とする。

尚、この要件は事業者発信型 P2P サービスにのみ適用され、利用者発信型 P2P サービスには適用されない。

## 2.2. 商用P2Pサービス利用時の利用者資源の利用

P2P ネットワークを利用したコンテンツ配信には、P2P ネットワークを利用しないコンテンツ配信と比較して、一般に利用者資源を多く消費する。想定される P2P ネットワークを利用している故に消費される利用者資源は以下の通り。

表 2-1 利用者資源の例

項	資源	説明
1	通信回線の帯域	他の利用者への配信のための上り回線の帯域を多く消費する。他のアプリケーションが利用可能な回線の帯域を圧迫する。
2	ストレージ容量	P2P 配信用のキャッシュ用と利用者用のファイルが異なる場合、ストレージ容量を多く消費する。また、利用者が取得を要求していないコンテンツを他の利用者への中継のためにダウンロードする機能がある場合、利用者に関係のないコンテンツが蓄積されストレージ容量を消費する。
3	ストレージ I/O 負荷	他の利用者へコンテンツを提供する際にコンテンツ読み出しのために発生する。利用者の予期しないディスクのアクセスが発生し、他のアプリケーションの動作が遅くなる。
4	CPU	他の利用者へコンテンツを提供する際に発生する。他のアプリケーションの動作が遅くなる。



## 2.2.1. 取得コンテンツの削除方法

事業者配信型 利用者発信型 共通

サービス提供事業者は、利用者がサービスにより取得したコンテンツを個別に削除する方法について明示すること。

### 【解説】

利用者端末用ソフトウェアによる資源利用を、利用者がコントロールする手段の一つとして、コンテンツを個別に削除する方法を利用者に明示することを要件とする。

利用者端末において、P2P 配信ソフトウェアのキャッシュ用のファイルと、利用者がコンテンツを利用するためのファイルが別に存在する場合は、両方のファイルについて消去の方法を明示すること。

但し、ストリーミング型配信サービス等、利用者端末において蓄積が行われないサービスにおいては、削除方法について記述する必要はない。

### 【実施例】

(ユーザ名)¥AppData¥Local¥XXXXXX¥Cache に保存されたシードファイルを削除すれば、そのファイルに関してダウンロードされることはありません。

## 2.2.2. サービス利用の中止

事業者配信型 利用者発信型 共通

利用者端末が、PC 等一般利用者がソフトウェアをインストールして利用する機器である場合は、サービス提供事業者は、簡単な操作によるアンインストール手段を提供すること。

### 【解説】

利用者端末用ソフトウェアによる資源利用を完全に終了させることが可能であることを利用者に知らせるため、アンインストール手段の提供を要件とする。一部の PC 利用者が、常駐ソフトウェアや P2P ネットワーク機能を持つソフトウェアをインストールすることに対する心理的障壁に配慮した。

### 【実施例】

サポートサイトにて明記してあります。

コントロールパネルからアンインストールできます。

ブラウザを閉じることでサービス利用を中止することができます。

### 2.2.3. 利用者端末資源利用の許諾

事業者配信型 利用者発信型 共通

利用者端末用ソフトウェアが、利用者端末資源や利用者のネットワーク資源を利用することについて、サービス提供事業者は、その内容と利用目的を利用者に明示すると共に事前に許諾を得ること。

#### 【解説】

全ての方式の利用者端末用ソフトウェアが、利用者端末用 PC の資源を他の利用者へのコンテンツの配信のために何らかの資源を利用すると想定される。よって、全ての事業者に該当する要件と考えられる。

他の利用者への配信のために利用する資源全てについて、個別に、その内容(資源の内容と利用の内容)と利用目的を明示し、利用者の許諾を得ることを要件とする。想定される資源は

表 2-1のとおり。

本規定で明示すべき内容は、「2.1.1 動作概要」と重複することも考えられるが、利用者資源の利用は重要項目であると考え、ガイドライン上再掲した。事業者による説明としては、「2.1.1 動作概要」と独立して説明することを要件としない。

#### 【実施例】

利用する資源は次の通りです：

- ・ネットワーク帯域幅：データの送受信、ピア情報
- ・CPU：データ送受信、動画再生
- ・メモリ：コンテンツデータの一次バッファリング
- ・HDD：ソフトウェア本体インストール領域

コンテンツの保存場所に HDD を使用します。ダウンロード及びアップロードにネットワークを使用します。

JAVA アプレットの動作に、CPU、メモリ、ネットワークを使用します。

## 2.2.4. 利用者端末資源の利用に関する設定

事業者配信型 利用者発信型 共通

利用者端末用ソフトウェアが、利用者端末資源や利用者のネットワーク資源を利用することについて、当該資源の利用に関する設定を利用者が変更可能な場合は、サービス提供事業者は、その方法を明示すること。

### 【解説】

利用者端末用ソフトウェアには、他の利用者へのコンテンツの配信のための利用者資源の利用量、利用方法、利用時期等、資源利用に関する設定方法が存在することが望ましい。当該方法が存在する場合は、その方法を明示すること。当該方法が存在しない場合は、明示する必要はない。

## 2.2.5. 利用者端末資源の利用状況の確認方法

事業者配信型 利用者発信型 共通

利用者端末用ソフトウェアが、利用者端末資源や利用者のネットワーク資源を利用することについて、サービス提供事業者は、利用者が当該資源の利用状況を確認する方法(OS 標準のツールなど、利用者端末用ソフトウェア以外による確認方法でも可)を明示すること。

### 【解説】

2.2.4 では、利用する資源についての「設定方法」に関して規定したが、本項は「確認方法」に関して規定する。「設定方法」は、「変更可能な場合は明示せよ。」とする条件付きの規定であったが、本項は、利用者への情報開示は P2P を利用したサービスの信頼を得るために必要であり、無条件に明示を求める規定とした。但し、資源の利用状況を提示する機能を利用者端末用ソフトウェアの必須機能とはせず、OS の標準ツール等の利用による方法を可とした。

### 【実施例】

Windows 標準ツールを使用して確認します：

- ・ネットワーク帯域：タスクマネージャ→ネットワーク(対象端末全体のトラフィックとして表示されますのでソフトウェア単独で使用しているネットワーク帯域の確認はできません)
- ・CPU：タスクマネージャ→プロセス
- ・メモリ：タスクマネージャ→プロセス
- ・HDD：ソフトウェアインストールフォルダのプロパティ

本ソフトウェアでは資源の利用状況を確認することはできません。

Windows のタスクマネージャにより、CPU 使用率、メモリ・ネットワーク使用量を確認できます。

## 2.2.6. 利用者端末資源の利用の停止方法

事業者配信型 利用者発信型 共通

利用者端末用ソフトウェアが、利用者端末資源や利用者のネットワーク資源を利用することについて、利用者が当該資源の利用を停止する方法があれば、サービス提供事業者は、その方法を明示すること。

### 【解説】

2.2.4 の設定方法の一部とも考えられるが、一時的な利用停止は重要な機能であるため別掲した。PCの他の用途を妨げないために、他の利用者へ配信するための資源の利用を一時的に停止する機能が存在することが望ましい。当該機能がある場合は、その方法を明示することを要件としたが、アンインストール以外に停止方法がない場合でも可とした。

### 【実施例】

コンテンツ視聴を終了すると、自動的にネットワーク資源の利用は停止されます。その他の資源利用はシステムトレイのアイコンよりソフトウェアを終了することにより停止されます。

コントロールパネルの XXXXXX にて STOP ボタンを押すことで、任意に他のピアに対してシードになることを中止することができます。

ブラウザを閉じることで資源リソースの利用を停止することができます。

## 2.2.7. 他の利用者へのコンテンツ提供の制御

事業者配信型 利用者発信型 共通

サービスにより取得したコンテンツを他の利用者の端末へ提供する機能について、当該機能の停止、提供先の制御、提供方法の制御等の設定が可能であれば、初期設定の内容と設定変更の方法を明示すること。

### 【解説】

他の利用者へのコンテンツ提供を停止した利用者は、自分がコンテンツを取得する場合のみP2Pネットワークの機能を利用するため、P2Pネットワークにとって好ましい存在ではない。ガイドラインとして実装を推奨しているわけではない。但し、本機能は、推奨している「2.2.6 利用者端末商用の利用の停止方法」の機能を、異なる目的に利用するものとして存在する場合があります、利用者の選択肢として存在する場合は、明示すべきである。

### 【実施例】

設定はできません。

(ユーザ名)¥AppData¥Local¥XXXXXX¥Cache に保存されたシードファイルを削除すれば、そのファイルに関してダウンロードされることはありません。

お客様が他の利用者へのコンテンツ提供を制御することはできません。ただし、ブラウザを閉じることで他の利用者へのコンテンツ提供は行われなくなります。

## 2.3. 商用P2Pサービス利用時のセキュリティ対策

### 2.3.1. サービスの安全性

事業者配信型 利用者発信型 共通

利用者端末用ソフトウェア及び商用 P2P ネットワーク自体に脆弱性が発見されていないこと。また、脆弱性が発見された場合は、サービス提供事業者が、利用者に対処方法を周知すること。

#### 【解説】

配布される端末用ソフトウェア及び事業者で運用される P2P ネットワーク用ソフトウェアは、脆弱性が存在しないことを事前の検査により確認されていること。配布後の利用者端末用ソフトウェアに脆弱性が発見された場合は、対処法を利用者に周知すること。

尚、配布後に脆弱性が発見された場合の対処手段として自動アップデート機能を有することが望ましい。

#### 【実施例】

現在脆弱性は発見されておられません。脆弱性が発見された場合は、速やかに対処方法を周知いたします。

本サービスを実行する JAVA アプレットに脆弱性は発見されておられません。今後、脆弱性が発見された場合は、対策をこじした JAVA アプレットを提供いたします。



### 2.3.2. コンテンツの安全性

コンテンツの安全性については、事業者配信型と利用者発信型で内容が異なる。

#### 事業者配信型のみ

サービス提供事業者またはそのサービスを利用して配信を行うコンテンツ提供事業者は、流通するコンテンツの安全性について、事前に確認を行うこと。コンテンツの安全性が、コンテンツ提供事業者により確認される場合は、サービス提供事業者は、利用者に対して当該コンテンツ提供事業者に関する情報を提供すること。

#### 【解説】

安全とは、コンテンツにコンピュータウイルス等不正ソフトウェアが混入する危険を含まないことを示す。

安全の確認主体は、「1.3」の①サービス提供事業者であることが利用者にとって望ましいが、コンテンツ提供事業者等に委ねても良いこととする。コンテンツ提供事業者に委ねた場合は、安全性の確認を行った事業者の名称・連絡先等の情報を明示すること。

#### 【実施例】

本サービスにおけるコンテンツの提供は、発信前に安全性を確認しています。

### (3.3.2) コンテンツの安全性

#### 利用者発信型のみ

サービス提供事業者は、流通するコンテンツの安全性について、利用者に明示すること。

#### 【解説】

利用者発信型においては、サービス提供事業者が事前にコンテンツの安全の確認を行うことを要件としない。その代わりに、サービス提供事業者が事前にコンテンツの安全を確認しているかどうか、安全でないコンテンツが流通する可能性に関する情報、コンテンツの安全性を確保のための事業者の取り組み等に関する情報等、安全性に関連する情報の明示を要件とする。

### 2.3.3. コンテンツ提供者の制限

本項も事業者配信型と利用者発信型で内容が異なる。

#### 事業者配信型のみ

サービス提供事業者は、サービス提供事業者またはそのサービスを利用して配信を行うコンテンツ提供事業者以外が提供するコンテンツを配信しないこと。

#### 【解説】

コンテンツの安全性の確認を行っていないコンテンツの流通を防止するため、サービス提供事業者が承認した事業者以外がコンテンツを配信しないことを要件とする。「2.1.5 利用者による直接コンテンツ配信機能」とセット機能する。

#### 【実施例】

サービス提供事業者が管理していないコンテンツを配信できない仕組みとなっております。

本サービスにおけるコンテンツの提供は、(株)XXXXXX に登録した配信者以外からは行われません。

### (3.3.3) 安全でないコンテンツの流通に対するサービス提供事業者の対応

#### 利用者発信型のみ

ウイルスへの感染したコンテンツ、公序良俗に反するコンテンツ、利用が違法となるコンテンツ等、利用者にとって安全でないコンテンツの流通が発見された場合の、サービス提供事業者の対処方法について、サービス提供事業者が、利用者に明示すること。

#### 【解説】

利用者発信型においては、コンテンツ提供者の制限を要件としてないため、その代わりに、安全でないコンテンツの流通が発見された場合の事業者の対処方法についての説明を要件とした。3.3.2 の一部であると考えられるが、安全でないコンテンツの流通への対処は特に重要であるため、独立して規定した。

## 2.3.4. 利用者の機密情報の流出に対する対策

本項も事業者配信型と利用者発信型で内容が異なる。

### 事業者配信型のみ

利用者端末用ソフトウェアにより、利用者端末内の個人情報やファイル等の利用者が意図しない情報が流出する危険性がないこと。

#### 【解説】

Winny 等の利用者による情報流出が事件として頻繁に報道され、P2P に対する不信感を招いているため、同様の危険性がないこと、および、危険性がないことを事業者が事前に確認することを要件とした。危険性がないことを確認する手段については、規定していない。

#### 【実施例】

本ソフトウェアはユーザ端末のディスク領域内を確認したり送信する機能がないため、サービス提供事業者が管理するコンテンツ以外は配信できない仕組みとなっております。

自身がダウンロードしたファイル以外が共有されることはありません。

エンドユーザに関しては IP アドレス以外の個人が特定できる情報はありません。

本サービスでは、登録した配信者のみがデータを発信することができます。視聴するお客様のデータ（機密情報含む）が外部に流出することはありません。

## (3.3.4) 利用者による直接コンテンツ発信機能の危険性に関する説明

### 利用者発信型のみ

公開フォルダ等、利用者による直接コンテンツ発信機能の誤った利用や悪用により起こりうる危険性について明示すること。

#### 【解説】

事業者配信型サービスにおいては、個人情報や利用者端末内のファイル等、利用者が意図しない情報が流出する可能性がないことを要件としたが、利用者による直接コンテンツ発信機能が存在する場合は、誤った利用や悪用により、利用者が意図しない情報流出の恐れが排除できず、要件としない。その代わりに、利用者が意図しない情報流出等、利用者の直接コンテンツ発信機能により起こりうる、危険性についての説明を要件とした。

### 2.3.5. コンテンツの完全性の保証

事業者配信型 利用者発信型 共通

利用者端末用ソフトウェアによりダウンロード完了である旨を表示されるコンテンツについては、原本との同一性を保証すること。

#### 【解説】

「利用者端末用ソフトウェアによりダウンロード完了である旨を表示されるコンテンツについては」という記述は、ストリーミング型サービスを除外するための記述である。

ダウンロード型のサービスにおいては、コンテンツの改竄や差替えが不可能であるか、検出可能であることを要件とした。

#### 【実施例】

ライブストリーミングコンテンツのため、一つの完結したコンテンツファイルはダウンロードされません。

ハッシュを断片化されたファイル個々にかけてチェックしていますので、データの完全性は保証されません。

DRM によって完全性を保証することができます。

### 2.3.6. 自ら発信したコンテンツの削除方法

利用者発信型のみ

サービス提供事業者は、利用者が自ら発信したコンテンツを削除する方法を明示すること。

#### 【解説】

削除する方法を実行した場合に関する下記事項についての説明を含むことが望ましい。

- ✓ 事業者のサーバに蓄積されている当該コンテンツ(蓄積されている場合)が削除されるかどうか。
- ✓ 事業者からの当該コンテンツの配信が停止されるかどうか。
- ✓ 他の利用者の端末内の P2P 配信用のキャッシュに残っているコンテンツが削除されるかどうか、また、削除される時期。
- ✓ 他の利用者の端末内において、P2P 配信用の蓄積と利用者のアクセスのための蓄積が別に行われている場合、利用者のアクセスのための蓄積が削除されるかどうか、また、削除される時期。
- ✓ 他の利用者の端末内において、コンテンツ実体の削除以外に、スクランブル、DRM 等を利用したコンテンツ利用防止機能が動作する場合は、その説明。

尚、利用者発信型サービスにおいては、他の利用者が発信したコンテンツの削除依頼方法等についての記載も必要であるとも考えられるが、P2P 配信による問題ではないため、要件としない。

## 2.4. 商用P2Pサービスのサービス主体・サポート

### 2.4.1. サービス提供事業者の明示

事業者配信型 利用者発信型 共通
------------------

サービス提供の主体を利用者に明示すること。サービス提供事業者の氏名または名称、住所を明示すること。サービス提供事業者が法人である場合は、代表者氏名を併せて明示すること。
--

#### 【解説】

P2P ネットワークによる配信機能(ソフトウェア)の提供事業者や、コンテンツ提供事業者とサービス提供事業者がサービス提供事業者と同一であるか別であるかを問わず、サービス提供の主体を明示することを要件とした。本ガイドラインにおいてサービス提供事業者は法人であることを主として想定しているが、個人である場合も配慮した表現とした。

サービス提供者が利用者から信頼を得ている場合、ガイドラインで示される技術的な問題よりも、事業者自体の信頼により、利用者の安心・安全を提供するとも考えられる。

## 2.4.2. サポート窓口

事業者配信型 利用者発信型 共通

利用者サポートの窓口への連絡方法を利用者に明示すること。サポート窓口において、利用者の PC 利用に関する障害について、利用者端末ソフトウェアに起因する障害とその他の障害の切り分け等の業務を行うこと。

### 【解説】

サポート窓口のあり方は P2P に固有の問題ではないため、要件として含むべきでないとも考えられるが、P2P に起因する問題とそれ以外に起因する問題の切り分けは困難であり、サポート窓口は必須の要件とした。

但し、あらゆる障害についてサポート窓口において切り分けが可能ではないため、切り分けを完了することを要件とせず、切り分け業務等の障害発生時の利用者への支援を行うことを要件とする。

### 【実施例】

サポートサイトにて明記してあります。

サイト上のお問い合わせページより受付

メールでのお問い合わせ：

XXXXXX@XXXXXX.co.jp

### 2.4.3. 利用者用マニュアル

事業者配信型 利用者発信型 共通

サービスの利用方法、FAQ および、本ガイドラインにより明示を要求される事項を含むマニュアルを利用者に明示すること。

#### 【解説】

本ガイドラインには、説明を要求する項目を多く含むが、それら説明が一時的に行われるのではなく、マニュアルの中に含まれる形で提供されることを要件とした。名称については「利用の手引き」「ガイドブック」等、「マニュアル」を含むことを要件としない。

マニュアルはオンラインで常に参照可能な状態で提供されることが推奨される。

#### 【実施例】

サポートサイトにて明記してあります。

サイト上のよくあるご質問ページにて公開(FAQ について)

サイト上のインストール方法ページにて公開(操作方法について)

Web サイトにて、利用条件やルータ等による影響、対応方法を説明しております。

<http://XXXXXX.XX>



## 2.4.4. 特定商取引法に基づく表示義務に則った表示

事業者配信型 利用者発信型 共通

提供するサービスが特定商取引法の対象となる取引に該当する場合は、特定商取引法に基づく表示義務に則った表示を行うこと。

### 【解説】

法律の遵守を求める項目であるため、ガイドライン以前の問題であり、記述する意味に疑問との意見もあったが、2.4.1の補足として重要であり、要件とした。

インターネット上のホームページによる広告などを見た消費者が、インターネットなどで購入の申し込みを行う形の取引方法は、特定商取引法の対象となる「通信販売」に該当する。通信販売に関する規定は、政令で指定された商品等についての取引のみが対象だが、指定商品中に、「磁気記録媒体並びにレコードプレーヤ用レコード及び磁気的方法又は光学的方法により音、影像又はプログラムを記録した物」という項目が存在するため、ガイドラインが想定するサービスとの関連性が高い。

特定商取引法により広告が義務付けられる項目を下記に列挙する。

- ✓ 販売価格(役務の対価) (送料についても表示が必要)
- ✓ 代金(対価)の支払時期、方法
- ✓ 商品の引渡時期(権利の移転時期、役務の提供時期)
- ✓ 商品の引渡し(権利の移転)後におけるその引取り(返還)についての特約に関する事項(その特約がない場合にはその旨)
- ✓ 事業者の氏名(名称)、住所、電話番号
- ✓ 事業者が法人であって、電子情報処理組織を利用する方法により広告をする場合には、当該販売業者等代表者または通信販売に関する業務の責任者の氏名
- ✓ 申込みの有効期限があるときは、その期限
- ✓ 販売価格、送料等以外に購入者等が負担すべき金銭があるときは、その内容およびその額
- ✓ 商品に隠れた瑕疵がある場合に、販売業者の責任についての定めがあるときは、その内容
- ✓ いわゆるソフトウェアに係る取引である場合には、そのソフトウェアの動作環境
- ✓ 商品の販売数量の制限など、特別な販売条件(役務提供条件)があるときは、その内容
- ✓ 請求によりカタログなどを別途送付する場合、それが有料であるときは、その金額。
- ✓ 電子メールによる商業広告を送る場合には、事業者の電子メールアドレス
- ✓ 相手方の承諾等なく電子メールによる商業広告を送る場合には、そのメールの件名欄の冒頭に「未承諾広告※」

各項目の詳細については下記を参照。

経済産業省>政策別に探す>経済産業>消費者行政(製品・取引)の推進>特定商取引法>特定商取引法とは>通信販売広告について

[http://www.meti.go.jp/policy/economy/consumer/consumer/tokutei/gaiyo/tsuuhan\\_koukoku.htm](http://www.meti.go.jp/policy/economy/consumer/consumer/tokutei/gaiyo/tsuuhan_koukoku.htm)

【実施例】

特定商取引法の対象となる取引に該当いたしません。

特にありません。

ありません。

## 2.5. 同意取得について

### 通信の秘密に係わる「個別」、「明確」な同意の取得について

本ガイドラインの対象としている P2P 配信システムは、一般に、コンテンツ自体のデータの他に

- ①要求を行う利用者から送信される利用者端末の情報(IP アドレス、ポート番号、コンテンツ ID 等)
- ②サービスを利用中の利用者端末に関する情報(IP アドレス、ポート番号、コンテンツ ID 等)
- ③過去にコンテンツを取得していた利用者端末の情報(IP アドレス、ポート番号、コンテンツ ID 等)

等を、管理サーバと利用者端末間または利用者端末間で通信することで実現されている。これらの通信は電気通信事業法上の「電気通信事業を営む者」の「取扱中に係る通信」に該当し、その情報は「通信の秘密」に該当すると考えられる。

これらの「秘密」を通信の当事者以外が積極的に知得すること、他人が知りうる状態にしておくこと、本人の意思に反して自己又は他人の利益のために用いることは、たとえ人手が介在しない機器による自動処理であっても「通信の秘密」を侵害することになる。従って、一般的に①～③等を積極的に取得し第三者へ提供している行為は「通信の秘密」の侵害と考えられるが、通信の当事者から「個別」かつ「明確」な同意が得られている場合には違法性が阻却されることになる。しかし、サービス利用規約やソフトウェア使用許諾等において単に同意する旨の規定が設けてあるだけであったり、サイト上で周知しているだけであったりする場合には、当事者の「個別」かつ「明確」な同意があったと見なせないことに注意が必要である。

例えば、「個別」かつ「明確」な同意があったと見なすためには、(1)一般利用者が理解できる平易な言葉で説明されたサービス利用許諾の説明画面において、(2)必ず利用者の目に留まる位置で本項目に沿った説明を行い、(3)利用者が「同意ボタン」を意識してクリックすることによって同意を取る、といった形が考えられる。

#### <参考>

##### 電気通信事業法上の配信サービスの取扱い

『電気通信事業法(昭和 59 年 12 月 25 日法律第 86 号。以下「事業法」という)において、電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供するものが「電気通信役務」とされている(事業法第 2 条第 3 号)。

また、電気通信役務を他人の需要に応ずるために提供する事業が「電気通信事業」であり(事業法第 2 条第 4 号)、「届出を要する電気通信事業(事業法第 16 条)」、「登録を要する電気通信事業(事業法第 9 条)」及び「届出・登録を要しない電気通信事業(事業法第 164 条第 1 項)」に分類される。』(総務省「電気通信事業参入マニュアル[追補版]」)

本ガイドラインで対象としている P2P サービスは、電気通信設備(サーバ等)を用いてインターネット経由でコンテンツの配信を行うものであり、一般に、「電気通信設備を他人の通信の用に供するもの」であり「電気通信役務」に該当し、電気通信役務を「他人の需要に応ずるために提供」する場合には、「電気通信事業」に該当する。また、「電気通信設備を用いて他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務を、電気通信回線設備を設置することなく提供する電気通信事業」である場合には、「届出・登録を要しない電気通信事業」となる(事業法第 164 条第 1 項第 3 号)。

##### 通信の秘密の保護

事業法では、憲法第 21 条第 2 項の規定(通信の秘密の保護)を受けて電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密の保護(事業法第 4 条)を規定している。なお、検閲の禁止(事業法第 3 条)及び秘密の保護の規定は届出・登録を要しない電気通信事業を営む者の取扱中に係る通信にも適用される(事業法第 164 条第 2 項)。「通信の秘密」を侵害した場合には罰則が適用され、電気通信事業者が秘密を侵した場合にはその刑が加重されている(事業法第 179 条)。

「通信の秘密」の範囲は、通信の意味内容が推察されるような事項をすべて含む広範なものである。(個別の通信に係る通信内容、個別の通信に係る通信当事者の氏名、発信場所、通信日時、通信量、パケット・ヘッダ情報等の構成要素、通信の存否の事実、通信の個数など)

「通信の秘密を侵す」とは、通信当事者以外の第三者が積極的意思をもって知得しようとする事、第三者にとどまっている秘密を他人が知りうる状態にしておくこと、本人の意思に反して自己又は他人の利益のために用いることがそれぞれ独立して該当する。

※その他、詳細には下記のサイトを参照。

- ・電気通信事業法 「通信の秘密について」

[http://www.soumu.go.jp/joho\\_tsusin/d\\_faq/5Privacy.htm](http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/d_faq/5Privacy.htm)

- ・電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン

[http://www.soumu.go.jp/joho\\_tsusin/d\\_syohi/telecom\\_perinfo\\_guideline\\_intro.html](http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/d_syohi/telecom_perinfo_guideline_intro.html)